

令和5年7月31日

県政記者クラブ加盟社 各位

茨城県総務部財政課管理担当

令和5年7月臨時会に係る資料等について

日頃より、県議会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおり提供いたしますので、ご活用くださいますようお願いいたします。

記

1 提供日時 令和5年7月31日 10時30分以降

2 その他の資料

- ・令和5年7月臨時会 報告

《 連絡先 》

茨城県総務部財政課 管理担当 中村

TEL : 029-301-2343

E-mail : zaisei@pref.ibaraki.lg.jp

令和5年7月臨時会

報 告

茨 城 県

1 訴えの提起について	頁 1
-------------------	--------

1 訴えの提起について

茨城県は、建物使用料の支払を求めるため、次のとおり裁判所へ訴えを提起する。

1 提訴の相手方の住所及び名称

住 所	名 称
東京都港区西麻布 2-13-12 早野ビル7階	エイジメディア株式会社

2 訴えの要旨

相手方に滞納している建物使用料の支払を命ずる判決を求める。

上記については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 5 年 7 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦